資料７

地方独立行政法人中期目標の概要

１　根拠条文

地方独立行政法人法 （中期目標） 第２５条　設立団体の長は、３年以上５年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 ２　中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。） 二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 三　業務運営の改善及び効率化に関する事項 四　財務内容の改善に関する事項 五　その他業務運営に関する重要事項 ３　設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

２　意義（地方独立行政法人法逐条解説から）

地方独立行政法人制度において、市長が「中期目標」を設定して地方独立行政法人に達成すべき業務運営の目標を指示し、法人はこの中期目標を達成するための「中期計画」を策定し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっている。

更に、中期目標期間の終了時には、中期目標の達成状況について、評価委員会の評価を受けることとなっている。

＜中期目標の意義＞

（１）地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針

（２）地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

３　中期目標の期間・策定の手続（地方独立行政法人法逐条解説から）

（１）期間

３年以上５年以下の期間

一定の目標に従って業務運営を自立的かつ自発的に行うには短期では難しく、長期では社会等変動により目標を変更する必要が出てくることから、ある程度社会その他の変動が予測できる中間的な期間として３年から５年が適切とされている。

（２）策定の手続

あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

また、法人の運営について透明性を高めるため、中期目標を策定又は変更したときはこれを公表することとされている。

議会の議決を経るのは、次のような理由による。

ア　市が地方独立行政法人を設立して、独立した法人を通じてどのような住民サービスの提供を目指すのかという基本指針が中期目標であり、議会の議決による団体としての意思決定を経ることが適当であるため。

イ　いかなる住民サービスが提供されることになるのかということについては、住民の関心が寄せられるところであることから、住民の代表者である議会への説明と議決を経ることが適当であるため。

４　中期目標及び中期計画の関係

<table>
<tr><th></th><th>中期目標（第２５条）</th><th>中期計画（第２６条）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">手続き</td><td>市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人に指示する。</td><td>法人は、中期目標に基づき、目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、市長の認可を受ける。</td></tr>
<tr><td>市長は、中期目標を定めようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て策定する。</td><td>市長は、認可しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、あらかじめ議会の議決を経て認可する。</td></tr>
<tr><td>市長は、公表する。</td><td>法人は、認可を受けた後、公表する。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">記載すべき事項</td><td>１　中期目標の期間（３～５年の期間）</td><td>（中期目標の期間）</td></tr>
<tr><td>２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</td><td>１　住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</td></tr>
<tr><td>３　業務運営の改善及び効率化に関する事項</td><td>２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td></tr>
<tr><td rowspan="5">４　財務内容の改善に関する事項</td><td>３　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</td></tr>
<tr><td>４　短期借入金の限度額</td></tr>
<tr><td>５　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td></tr>
<tr><td>６　剰余金の使途</td></tr>
<tr><td>７　料金に関する事項（公営企業型）</td></tr>
<tr><td>５　その他業務運営に関する重要事項</td><td>８　その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</td></tr>
</table>